熊本工業高等学校生徒心得

熊本工業高校生徒指導部

◎男子生徒に関する規定

- 1 服装学校規定の制服を正しく着用する。
 - 科章(左)、学年章(右)は規定の位置につける。
- 2 シャツ 冬服の時は白のカッターシャツを着用し、セーター等は華美でないもの(黒、紺)とする。夏の開襟シャツ及び中間服の白のカッターシャツの下に着るシャツは、外から見て分からない程度の色とする。
- 3 ソックス 白・黒・紺 (**踝が隠れる**) の無地を着用する。
- 4 靴 ① 運動靴について 紐のある運動に適したものとする。
 - ② 革靴について 色は黒色か茶色する。
- 5 防寒具 手袋は華美でないものとする。ネックウォーマーは無地で華美でないものとする。 (時期等についてはその都度指示する)
- 6 頭 髪
 - (1) 頭髪は熊工生としてふさわしいものにする。
 - (2) 前髪はまゆにかからない長さとする。
 - (3) 横、後髪は刈り上げを基本とし、作為的な髪形にしない。
 - (4) パーマや染髪その他の加工は禁止する。

◎女子生徒に関する規定

- 1 服装学校規定の制服を正しく着用する。
 - 科章、学年章は規定の位置につける。

女子のスラックスも許可する。 (新制服)

- 2 シャツ 冬服の時は白のカッターシャツを着用し、セーター等は V ネックの華 美でないもの(黒、紺)とする。
- 3 ソックス 男子と同じ
- 4 タイツ 黒色とし、タイツ下の靴下も黒色とする。(冬のみ)
- 5 靴 ① 運動靴について 紐のある運動に適したものとする。
 - ② 革靴について 色は黒色か茶色とする。
- 6 防寒具 手袋は華美でないものとする。ネックウォーマーは無地で華美で ないものとする。(時期等についてはその都度指示する)
- 7 頭 髪
 - (1) 頭髪は熊工生としてふさわしいものにする。
 - (2) 前髪はまゆにかからない長さとする。上襟より長い髪(肩以上)は結 ぶこと。
 - (3) ヘアピン・ゴムひもは華美でないものとする。
 - (4) パーマや染髪その他の加工は禁止する。
- ※ 頭 服 検 査 は 、 1 学 期 3 回 、 2 学 期 3 回 、 3 学 期 2 回 と す る 。

熊本工業高等学校生徒心得

熊本工業高校生徒指導部

◎その他の生活規定

- 1 欠席・遅刻の場合、必ず早めに担任へ連絡すること。
- 2 登下校<u>(休日含む)</u>の服装は制服とし、必ず生徒証(身分証明書)を携行すること。(公式戦、遠征等は各部活動のユニフォームを可とする)
- 3 学校に不必要(トランプ、ゲーム機等)なものは持ってこない。
- 4 つめはきちんと切り、まゆそり等はしない。
- 5 着色リップクリームやマニュキュア等の化粧はしない。
- 6 アクセサリー (ピアス、ネックレス、ゴムひも等) は身につけない。
- 7 カバンは部活動指定カバン、リュックは無地で華美でないものとする。
- 8 高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。 (市生連申し合わせ事項に準ずる)
- 9 外泊は一切しない。
 ただし、事前に保護者からの届出があった場合はこの限りではない。
- 10 アルバイトは原則として禁止。(特別な事情がある場合は生徒指導部に相談)
- 11 携帯電話等の校内持ち込みは認めるが使用禁止(電源OFF)とする。 また、休日等も含め登下校時の使用を禁止する。(<u>別途詳細規定あり</u>)
- 12 その他諸願届は許可をもらう。

(普通免許取得、テレビ・ラジオ出演、雑誌取材、旅行、校外活動 等)

※その他 「熊本市高等学校 校外生活に関する申し合わせ事項」を守ること。

◎交通に関する規定

- 1 交通関係法規を守る。(道路交通法で自転車は軽車両の扱いになる。)
- 2 自転車通学生は必ず登録をする。

(通学用自転車規定の遵守・別途詳細規定あり)

- 3 原付・自動ニ輪の免許取得は禁止とする。
- 4 自動車免許取得は3年生で進路が内定した者で、生活面、学習面で問題が 無い場合等 (別途詳細規定あり) に限って、2 学期中間考査終了後から学 校への許可申請を行い、許可を受けた後に入校を認める。

ただし、学校(学業)優先とし、授業・学校行事・登校日等は必ず出席すること。**免許が交付されたら、保護者に預け、在学中の運転をしない。**

5 保護者・親戚等以外の車には同乗しない。

校外生活に関する申し合わせ事項

熊本市高等学校生活指導連盟

1 校外生活

- (1) 夜間外出は原則として禁止する。
- (2) 外出時の服装は制服が好ましい。

他校の学校行事の見学・訪問・対外試合・クラブ活動・模試などによる外出は必ず制服とする。

※外出時には必ず生徒手帳(生徒証)を携行する。

- (3) 保 護 者 の 同 行 ま た は 学 校 の 許 可 を 受 け た も の 以 外 の 外 泊 は い っ さ い し な い 。
- (4)各種遊技場への立ち入りは学校で決められた通りとする。 カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ・パチンコ店・麻雀荘・ その他高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。
- (5) アルバイトについては、各学校で定められた通りとする。 アルバイトを行う場合には、学校で発行する許可証を携行する。
- (6) バンド編成および演奏会をする場合は学校の許可を得ること。 ただし、高校生以外の混成バンド編成は禁止する。
- (7) 交通法規・交通マナーを遵守する。

無免許運転、単車・自転車の二人乗り、アーケード街の自転車乗り入れ、傘さし運転、 携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンを装着しての運転、家族の自動車以外の相 乗りは絶対にしない。

単車・自動車の免許取得については、各学校で定められた通りする。

※雨天時の自転車乗車は必ず雨ガッパを着用する。

(8)髪型などは高校生らしいものとする。

パーマ・リーゼントスタイル・カール・染毛・エクステンション・脱色・額のそりこ み・まゆそり・化粧・ピアス・ネイルアート等はしない。

- (9) 携 帯 電 話 等 の 校 内 へ の 持 ち 込 み ま た 、使 用 に つ い て は 各 学 校 の 定 め た 規 則 を 遵 守 す る 。
- (10) 少年保護育成条例の規定により有害がん具類等として指定されたがん具類、器具類、 刃物類の所持については禁止する。

2 補導・被害を受けた場合の心得

- 【補導】(1)生徒手帳(生徒証)の提示を求められたら必ず見せる。
 - (2) 学校名・学年組氏名・担任名など素直に答える。
 - (3)学校に必ず届ける。
- 【被害】(1)直ちに学校・最寄りの警察署・交番に連絡する。
 - (2) 相手の特徴(背の高さ・髪型・服装・人相・人数など)を覚えておく。
 - (3)交通事故の場合

相手の名前、住所、車種、車の色、ナンバーを記録しておき、外傷がなく ても病院で診断を受けておく。学校にもすぐ届ける。